

事業の生産性を高め、従業員の賃金向上に取り 組む市内の製造業と運送業を支援します！！

～所得向上補助金の要件緩和を行いました～

企業の生産性を高め、従業員の所得向上につなげるため、一定の要件を満たす取組を行う市内の製造業及び道路貨物運送業に対し、設備購入費の一部を補助します。



設備購入費の
5%を補助
(最大**500万円**)

和歌山市製造業及び道路貨物運送業に係る所得向上補助金制度概要

【1】交付対象事業者の主な要件

- ①交付の申請時、本市において製造業又は道路貨物運送業を行っている法人(営利を目的とするものに限る。)であること。
- ②市税を滞納していないこと。

【2】補助対象設備

製造業又は道路貨物運送業の用に供すると認められる設備のうち、下記の設備の購入費

- ①機械及び装置費
- ②工具、器具及び備品費

【3】補助の金額

補助対象設備の購入費用の5% (上限500万円)

【4】交付の主な要件

- ①補助対象設備に購入に要する費用が合計250万円以上であること。
- ②労働生産性向上及び事業拡大計画を立てて行うこと。
- ③人員の削減を目的としないこと。
- ④設備導入事業所に勤務する従業員の時間当たりの平均賃金額を、交付申請日における直近事業年度の平均賃金額と比して、直近事業年度の翌事業年度から直近事業年度から起算して3年後の事業年度までの間に1パーセント以上向上させる方針を、従業員に対して表明すること。
- ⑤補助対象設備の購入先が本人が役員若しくはその配偶者及び直系血族又はそれらが役員となっている法人並びに親会社でないこと。
- ⑥令和7年2月28日までに実績報告書を提出すること。

申請受付期間

令和6年4月1日～

令和6年12月27日(必着)

※予算に達した場合はその時点で申請の受付を終了しますので、ご注意ください。

※申請手続き等については裏面をご確認ください。

申請手続きフロー

令和6年4月1日 ~ 令和6年12月27日
(申請受付開始) (必着)

事業者

- ・事前相談
- ・交付申請 (R6.12.27まで)

和歌山市

- ・審査
- ・交付決定

事業者

- ・事業実施 (設備購入)

事業者

- ・実績報告 (R7.2.28まで)

和歌山市

- ・審査
- ・補助金確定

事業者

- ・補助金請求

交付申請時の必要書類 (①~⑤はHPに掲載)

- ①補助金交付申請書 (様式)
- ②事業計画書 (様式)
- ③収支予算書 (様式)
- ④誓約書兼同意書 (様式)
- ⑤賃上げ方針を表明したことを証する書面 (様式)
- ⑥完納証明書
- ⑦補助対象設備に係る設計図面 (設計図面がある場合)
- ⑧見積書等補助対象経費の算出根拠となる書類の写し (補助対象経費を明確に判別できるもの)
- ⑨設備導入事業所の付近見取図
- ⑩補助対象設備の配置図
- ⑪直近の決算報告書の写し
- ⑫履歴事項全部証明書

実績報告時の必要書類 (①~③はHPに掲載)

- ①補助事業等実績報告書
- ②事業報告書
- ③収支報告書
- ④補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- ⑤補助対象設備の導入前及び導入後の状況を確認できる写真

補助金請求時の必要書類

補助金等交付請求書 (補助金確定時に市から送付します)

※留意事項

- 締切日にかかわらず、予算に達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。
- 提出された申請書類及び添付書類は返却しません。
- 申請書類及び添付書類に記載された個人情報は、本事業においてのみ使用します。
- 法令違反等不正な行為があった場合は補助金の交付決定を取り消す場合があります。
- 本事業の効果検証のため、令和8年度に現況調査を実施する予定です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

※制度の詳細や様式のダウンロードについては和歌山市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/1049442.html>

お問い合わせ・ご相談は 和歌山市役所 産業政策課
TEL : 073-435-1040
E-Mail : sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp

